

3月9日（金）

平成 30 年 3 月 9 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
22 番	中野廣明	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田照夫	(同)

欠席議員 (1 名)

36 番	坂口博美	(宮崎県議会自由民主党)
------	------	--------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員長	濱砂 公一

事務局職員出席者

事務局局長	甲斐正文
事務局次長	上山伸二
議事課長	長倉健一
政策調査課長	谷口浩太郎
議事課長補佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課主査	沼口恭一郎
議事課主任主事	森本征明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第55号から第83号まで）

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成29年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第55号から第83号までの各号議案を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、議案第83号については、原案主文のとおり棄却すべきものと決定し、その他の案件については、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第70号及び第72号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成29年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、国の平成29年度補正予算の成立及び公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額全体としては、104億8,800万円余の減額となっておりますが、国の補正予算に伴う経費として233億5,900万円余が

増額計上されております。

歳入財源の主なものとしては、県税が24億8,000万円、地方交付税が24億5,100万円余、県債が22億3,500万円余の増額となる一方で、諸収入が90億5,900万円余、繰入金が80億6,400万円余の減額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算規模は5,774億3,400万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で6億100万円余の減額、特別会計で1,000万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は126億円余となります。

また、総務部の補正予算は、一般会計で66億2,300万円余の増額、特別会計で21億7,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,767億3,900万円余となります。

次に、日豊本線高速化調査の結果についてであります。

このことについて当局より、「大分一宮崎間及び宮崎一鹿児島間の日豊本線の高速化を検討するために必要な手法や費用についての調査を実施した結果、カーブを緩やかにする曲線改良や新型車両の導入、一部新線建設などの最大限の整備を実施した場合は、2,762億円程度の整備費用で、大分一鹿児島間において約1時間の時間短縮が見込まれる」との報告がありました。

これに対して委員より、「高速道路も含めた社会資本整備のおくれが、本県の経済発展を阻害していることは間違いなく、その解消に向けた県民の期待は大きいと思われるが、今後、この基礎データをどのように活用していくのか」との質疑があり、当局より、「平成27年度に実施した東九州新幹線の調査結果も含めて、今

後、国やJR等と議論していくための基礎資料として活用し、将来の高速鉄道網のあり方を検討してまいりたい」との答弁がありました。

次に、新燃岳を初めとする霧島山における火山防災対策についてであります。

このことについて委員より、今後の人的被害への懸念や、新燃岳の噴火に伴って降灰が確認されている露地野菜などの農家経営に対する影響を心配する声があったほか、火口からの警戒範囲や火山ガスの観測に関する質疑などがありました。

当委員会といたしましては、本県における霧島山の火山防災対策は喫緊の課題であることから、関係市町はもとより、関係機関や県関係部局と連携しながら、引き続き、被災状況の情報共有を図るとともに、県民の安全確保及び降灰対策などのさまざまな対策を迅速かつ的確に講じていただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で71億4,000万円余の減額、特別会計で5,900万円余の増額であり、こ

の結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,032億4,500万円余となります。

このうち、動物愛護センター運営についてであります。

このことについて委員より、「昨年4月に同センターが開所したが、どのように機能しているのか」との質疑があり、当局より、「県と宮崎市、そして動物愛護団体等とも連携を図りながら、毎週譲渡会を実施し、平均で86名もの参加をいただいている。ことし1月末の犬及び猫の殺処分数は446頭であり、昨年と同時期と比較して犬は77頭、猫は202頭減少していることから、その成果が上がっていると考えている。また、動物愛護の精神を育むための「いのちの教育」にも多くの小学校に参加いただいている」との説明がありました。

これに関連して委員より、「先般、県内で何十頭も犬を飼っていて、狂犬病予防法違反で逮捕された事例もあるので、そのような不適切な扱いについての苦情相談があった場合には、地域や警察とも連携しながら、適切な指導に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、児童相談所費についてであります。

このことについて委員より、「増額補正を行うとのことであるが、どのような実態があるのか」との質疑があり、当局より、「昨年度の一時的保護の延べ児童数が6,211名であったものが、今年度は12月の段階で既に6,800名を超えている。これは、乳幼児に関する虐待の相談がふえており、安全確保のために一時保護となったケースが多かったことによるものと考えられる」との答弁がありました。

また、委員より、「家庭における虐待を防ぐために、これからどのような対策が必要と考えるか」との質疑があり、当局より、「面前DV

等による心理的虐待が増加している傾向にあるが、保護者が虐待と認識せずに行っている事例もあることから、子供にとって何が虐待に当たるかということの理解を深めるための啓発に力を入れたい」との答弁がありました。

次に、県立病院経営改善事業についてであります。

このことについて当局より、「今年度委託した医療専門のコンサルタント会社が、各病院を定期的に回り、病院における課題とその解決策を、医師を含めた現場スタッフに提案し、各病院が医療提供体制や看護業務の効率化などに主体的に取り組んだ結果、今年度は、約2億5,000万円程度の収支改善が見込まれる」との報告がありました。

当委員会としましては、当事業の収支改善効果が確実にあらわれていることを評価するところではありますが、新病院建設に向けて、さらに地域連携を進め、病床稼働率を上げるなどの課題に積極的に取り組んでいただくよう要望します。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外13件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてで

あります。

今回の補正は、一般会計で93億2,400万円余の減額、特別会計で2,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は335億3,200万円余となります。

このうち、企業立地促進補助金についてであります。

このことについて当局より、「今年度交付申請を予定していた一部の企業において、補助金算定のベースとなる雇用者数が計画数に達しなかったこと等により、約1億9,800万円余の減額となる」との説明がありました。

このことについて委員より、「雇用者数が計画数に達しなかった背景は、人手不足なのか、企業が計画を変更したからなのか。また、人手不足の場合、既存の中小企業等の人材確保に影響を与えてはいないのか」との質疑があり、当局より、「計画どおりに雇用が進んでいない背景として、全体的な人手不足を受け、地場企業を含めて人材確保に苦勞しているという話も聞いている。県内で人材を確保するためには、今後とも、UIJターンや早い段階でのキャリア教育なども含め、いろいろな方策を考える必要がある」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「今後、人口減少時代における人材確保対策として、例えば女性の社会進出や定年の延長などの多様な働き方に目を向けるべきである。人材確保を目的に本県へ立地する企業もあると思うが、人手不足の影響が地場企業に出ているのであれば、大所高所の視点で現状を捉え、時代に合った対策を検証することも必要ではないか」との意見がありました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で36億9,600万円余の増額、特別会計で6,100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は749億600万円余となります。

次に、総合評価落札方式における低入札価格調査制度の取り扱いについてであります。

これは、国から、総合評価落札方式には最低制限価格制度ではなく、低入札価格調査制度の活用等により、ダンピング受注の防止を徹底するよう要請があったことから、本年6月から当該制度を「土木一式・建築一式の特A級」で試行し、段階的に適用を拡大していくものであります。

このことについて委員より、「この制度がどのようにダンピング受注の防止につながるのか」との質疑があり、当局より、「新たに失格基準価格を設けるとともに、低入札調査基準価格を下回った場合、12の調査項目を設けて、かなり厳しく低入札価格調査を実施することで、ダンピング受注の防止になる。また、低入札調査基準価格以上の業者には10点という非常に大きい施工体制評価点を加点すること等が、ダンピング防止への相当なインセンティブになると考えている」との答弁がありました。

これに関連して別の委員より、「発注者として、受注者の健全経営と工事の品質確保が大事であり、低入札価格調査においてダンピングが疑われる者は排除すべきである」との意見がありました。

当委員会といたしましては、低入札価格調査制度への移行に当たっては、品確法の趣旨に鑑み、ダンピング受注につながらないよう取り組みを徹底していただくことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で24億6,800万円余の減額、特別会計で4,200万円余の増額であり、この結果、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の予算額は195億8,800万円余となります。

次に、みやざき林業大学校(仮称)についてであります。

このことについて当局より、基本計画案等の説明があり、委員より、「林業の成長産業化のためには、山に一生をささげるほどの気概を持った方に応募してもらい、林業の担い手として育成することが必要であるが、そういった機運をどのように醸成するのか」との質疑があり、当局より、「若い世代に林業への理解を深めていただくことが重要となるが、これまで林業に関する情報が十分に行き届いていない実態もあった。このため、高校等のニーズを踏まえながら、生徒や保護者へきめ細かな情報が行き渡る仕組みづくりなどに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また別の委員より、「応募者をふやすためには、若者が憧れる学校にする必要もあることから、魅力ある大学校となるよう、校風や施設等

についても検討を重ねていただきたい」との要望がありました。

次に、耳川広域森林組合における不適正事案についてであります。

このことについて当局より、「当組合の元職員が出資金を着服していた事態を受け、今後は、県森林組合連合会と連携し、他の森林組合も含め、内部牽制機能の強化やコンプライアンス意識の啓発等の指導を強化するとともに、県が定期的に行っている常例検査については、検査項目を見直すなど、検査技術の向上に努める」との報告がありました。

当委員会といたしましては、森林の保全等において重要な役割を担う森林組合の健全な運営が確保されるよう、検査や指導等をより一層強化していただくことを要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で16億7,700万円余の増額、特別会計で100万円余の減額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は428億6,000万円余となります。

最後に、宮崎牛の国内外へのPR等についてであります。

このことについて当局より、「ロサンゼルスで開催されたアカデミー賞授賞式後のパーティーの食材として宮崎牛が採用され、ノミネート俳優や招待客等約1,500人に対し提供されるとともに、授賞式に先立って行われた披露イベントにおいては、世界各国のメディア約550社に対し、アカデミー賞公式シェフから、「やっと最高の牛肉に出会えた。オスカー像を贈りたい」と紹介されたことなどから、知名度アップに大きく貢献するものと期待している」との報告がありました。

当委員会といたしましては、世界から注目を浴びる場において、宮崎牛が披露され、好評を得たことは、非常に喜ばしいことであり、またとない好機であることから、関係団体と連携し、国内外へのPRやブランド力強化に存分に生かしていただくよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました補正予算関係議案は、議案第55号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で25億3,000万円余の減額、特別会計で4億8,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,078億7,000万円余となります。

このうち、人件費等の減額についてであります。

このことについて委員より、「教職員の人件費や退職手当等の執行残を減らすため、翌年度の見通しを可能な限り精査した上で予算計上を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県立高等学校教育整備計画(後期実施計画)についてであります。

このことについて当局より、「当計画におい

ては、1学年4学級以下の高等学校を対象とした新たな統廃合の予定はないが、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級を削減せざるを得ないことが予測される場合には、統廃合等の検討に入ることがある」との説明がありました。

これに関して委員より、「中学校卒業生数が平成元年度と比較して約50%にまで減少するなど、厳しい状況ではあるが、学校の存在は地域に大きな活力をもたらすため、高等学校の統廃合については慎重に検討していただきたい」との意見がありました。

当委員会としましては、今後も、子供たちにとってよりよい教育環境を提供していくため、各学校の特色づくりや魅力向上に努めるとともに、仮に高等学校の統廃合等を検討することとなった場合には、生徒や保護者、地域のニーズに適切に配慮しながら、適正規模に達しない学校を存続させるための地元市町村との連携や支援についても、十分に議論を深めていただくよう要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億5,500万円余の減額であり、この結果、補正後の予算額は279億1,400万円余となります。

次に、交通事故の発生状況についてであります。

このことについて当局より、「交通事故発生件数は7年連続で減少しているものの、高齢運転者による事故割合は年々増加していることから、高齢者の交通事故防止に向け、自身の運転能力や認知機能低下の自覚を促す講習等に取り組んでいる」との報告がありました。

これに対して委員より、「交通事故の減少等

については、これまでの取り組みの成果に加え、どのような要因があると考えているか」との質疑があり、当局より、「交通事故発生件数については、少子化に伴う新規免許取得者の減少等により、県内の免許保有者数そのものが減少傾向にあること、また、高齢運転者の事故割合については、免許保有者に占める高齢者の割合が増加傾向にあることも要因として考えられる」との答弁がありました。

これに対して委員より、「今後、交通事故の発生状況等を報告する際は、少子高齢化の影響など、現在の社会情勢を踏まえた分析もしっかりと行っていただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○**蓬原正三議長** これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○**前屋敷恵美議員**〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。今議会に提出されました補正予算関連議案のうち、第70号及び第72号について、反対の立場から討論いたします。

まず、第70号の「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

企業立地促進法が地域経済牽引事業促進法に改正されたことに伴い、一定の要件を満たした者に対して県税の課税免除を行うとするものです。しかし、地域経済牽引事業促進法そのものに大きな問題点があることを指摘しなければなりません。

この促進法でうたう一定の要件を満たした者・企業は約2,000社とされていますが、この企業を「地域経済牽引企業」として、税制優遇や補助金、規制の特例などの支援を集中させるものとなっていることです。また、この牽引企業が、自治体に条例の改廃や公共データの提供を提案できる地域版特区制度の導入や、これまで原則禁止としてきた1種農地、優良農地の転用を進出企業に認めるものとなっています。

この公共データの中には、都道府県の農業試験場が保有する種苗データや、学力テストの結果も、企業の求めに応じて提供されるとしています。また、民泊に関しても、自治体が条例で民泊の年間提供日数を定めても、牽引企業が法律上の上限まで引き上げるよう提案できることも認められるものとなっています。

幾つかの問題点を挙げましたが、このように、この地方版特区制度を含む地域経済牽引事業促進法は、さまざまな面で住民の命や暮らし、環境保全より、特定企業の利益を優先するものであり、本県での影響も危惧されるものです。ゆえに、本条例改正を認めることはできません。

次に、議案第72号「職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。

国家公務員の退職手当の支給水準を、民間と均衡させるとして引き下げられたことに伴い、本県職員の退職手当も国に準じて引き下げるとするものです。

今回の措置により、退職手当の平均削減額は、約70万円の減額が見込まれ、2013年の退職手当引き下げに続く引き下げです。

これまで、職員給与についても、民間に合わせるとして引き下げが行われてきましたが、ますます国民所得は低く抑えられることになり、暮らしにも地域経済にも影響を及ぼすことは至ります。

しかも、官民均衡の確保を退職手当の支給基準とすることは、公務運営の公正・中立性の確保や、厳しい再就職規制と退職後も課せられる守秘義務、雇用保険の適用がないなどの公務の特殊性をないがしろにするものです。何より、公務員労働者とその家族の生活設計に大きな影響を及ぼすこととなる退職手当の引き下げは認められないことを述べ、以上、討論といたします。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第70号及び第72号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第70号及び第72号について、一括お諮りいたします。

両案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○蓬原正三議長 起立多数。よって、両案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第83号採決

○蓬原正三議長 次に、議案第83号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は、原案主文のとおり棄却すべきものであります。委員長の報告のとおり答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**蓬原正三議長** 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり答申することに決しました。

◎ **議案第55号から第69号まで、第71号及び第73号から第82号まで採決**

○**蓬原正三議長** 次に、議案第55号から第69号まで、第71号及び第73号から第82号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**蓬原正三議長** 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせいたします。

あす10日から19日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、20日午前10時から、平成30年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時32分散会

3 月 20 日 (火)

平成 30 年 3 月 20 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (36 名)

1 番	武田浩一	(自由民主党くしま)
2 番	有岡浩一	(郷中の会)
3 番	重松幸次郎	(公明党宮崎県議団)
4 番	来住一人	(日本共産党宮崎県議会議員団)
5 番	渡辺 創	(県民連合宮崎)
6 番	岩切達哉	(同)
7 番	後藤哲朗	(宮崎県議会自由民主党)
8 番	右松隆央	(同)
9 番	二見康之	(同)
10 番	日高博之	(同)
11 番	野崎幸士	(同)
12 番	日高陽一	(同)
13 番	蓬原正三	(同)
14 番	西村 賢	(自由民主党 青の国)
15 番	凶師博規	(愛みやざき)
16 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
17 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
18 番	高橋 透	(県民連合宮崎)
19 番	徳重忠夫	(宮崎県議会自由民主党)
20 番	丸山裕次郎	(同)
21 番	中野一則	(同)
23 番	松村悟郎	(同)
24 番	外山 衛	(同)
25 番	濱砂 守	(同)
27 番	井上紀代子	(県民の声)
28 番	新見昌安	(公明党宮崎県議団)
29 番	田口雄二	(県民連合宮崎)
30 番	満行潤一	(同)
31 番	太田清海	(同)
32 番	緒嶋雅晃	(宮崎県議会自由民主党)
33 番	黒木正一	(同)
34 番	井本英雄	(同)
35 番	山下博三	(同)
36 番	坂口博美	(同)
37 番	星原 透	(同)
39 番	横田照夫	(同)

欠席議員 (1 名)

22 番	中野廣明	(宮崎県議会自由民主党)
------	------	--------------

地方自治法第 121 条による出席者

知 事	河野俊嗣
副 知 事	郡司行敏
副 知 事	鎌原宜文
総合政策部長	日隈俊郎
総務部長	桑山秀彦
危機管理統括監	田中保通
福祉保健部長	畑山栄介
環境森林部長	川野美奈子
商工観光労働部長	中田哲朗
農政水産部長	大坪篤史
県土整備部長	東 憲之介
会計管理者	福嶋幸徳
企業局長	凶師雄一
病院局長	土持正弘
財政課長	川畑充代
教 育 長	四本 孝
公安委員長	江藤利彦
警察本部長	郷治知道
代表監査委員	高橋 博
人事委員長	濱砂 公一

事務局職員出席者

事務局 長	甲斐正文
議事課 長	長倉健一
政策調査課 長	谷口浩太郎
議事課 長 補 佐	濱崎俊一
議事担当主幹	山口修三
議事課 主 査	沼口恭一郎
議事課 主任 主 事	森本 征明

◎ 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第53号まで及び請願）

○蓬原正三議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成30年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、及び特別委員長の調査結果報告であります。

まず、議案第1号から第53号までの各号議案、請願第24号及び継続審査中の請願第22号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、二見康之委員長。

○二見康之議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号及び第32号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成30年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成30年度一般会計の予算規模は5,817億9,000万円で、前年度当初予算と比較して39億5,500万円、0.7%の増となっております。また、特別会計については、新たに国民健康保険特別会計を設置したことなどで76.2%の大幅増となり、公営企業会計につい

ては10%の増となっております。

当初予算の特徴としましては、財政改革の取り組みを不断の取り組みとして着実に実行しながら、本県の抱えるさまざまな課題に的確に対応するとともに、将来を見据えた施策について積極的な展開を図るため、「みやぎきの更なる飛躍と新たな挑戦」をテーマに取り組む予算として編成されたとのことであります。

歳入では、まず自主財源については、県税収入が、個人県民税の増等により、前年度と比較して3.3%の増、地方消費税清算金は、清算基準の見直し等により4.2%の増、繰入金は、財源調整のための財政関係2基金からの繰り入れの減等により3.4%の減となっております。また、依存財源については、地方交付税が2.8%の減、臨時財政対策債も3.2%の減となっており、それらを合計した実質的な地方交付税額は2.9%の減となっております。

なお、県債残高については、平成30年度末で8,500億円程度となり、今年度末と比較して120億円程度の減、臨時財政対策債を除く実質的な県債残高についても4,746億円程度となり、95億円程度の減となる見込みであります。

一方、歳出では、「観光みやぎき未来創造基金」を新たに設置することに加え、引き続き、地方創生に向けた取り組み、防災・減災対策の強化及び地域経済の活性化を積極的に推進する観点から、30年度においても特別枠を設け、総額63.8億円が措置されております。

収支不足額については、前年度より縮小したものの、201億円程度となっており、基金の取り崩しにより対応した結果、財政関係2基金の平成30年度末残高は245億円程度となる見込みであります。

次に、総合政策部の平成30年度予算について

であります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて131億900万円余で、前年度と比較して0.4%の増となっております。

このうち、新規事業「産業人財育成・確保緊急対策事業」についてであります。

これは、昨年12月に策定された「産業人財育成・確保のための取組指針」に基づき、若者の人口流出が著しい中で、女子大学生等を対象とした就職応援セミナーを開催するなど、さまざまな対策を講じるものであります。

このことについて委員より、「女子大学生等の人口流出が顕著のようであるが、こういった状況にあるのか」との質疑があり、当局より、

「短大や大学を卒業するころの20歳と22歳の人口転出超過数は、女性が男性に比べて2倍程度になっている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「女性の県内定着は、産業人財の確保という観点だけでなく、男性の地元定着や、ひいてはその後の婚活といった広がりも期待できるので、積極的に展開していただきたい」との要望がありました。

次に、総務部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて2,430億7,400万円余で、前年度と比較して8%の減となっております。

次に、対話と協働による県政の推進についてであります。

このことについて委員より、総合政策部の予算審査の中で、「知事とのふれあいフォーラム」のこれまでの成果について質疑があり、当局より、「フォーラムでの意見交換の中で、例えば、高齢化が進行し、有害鳥獣の駆除を行う狩猟者の人材確保が困難との声があったことか

ら、市町村と連携し、狩猟免許の取得経費の一部を来年度から助成することとしている」との答弁がありました。

また、総務部の予算審査の中では、「円卓トーク」について同様の質疑がなされ、当局より、「西都・児湯ブロックにおいて、固定資産評価審査委員会の共同設置などがこれまでに実現した」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、引き続き、広聴活動等を通じて地域の課題を的確に把握し、県政に可能な限り反映するという姿勢で取り組むとともに、その対応状況を地域にフィードバックするなどして、対話と協働による県政を積極的に進めていただくよう要望します。

次に、「JR九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書」についてであります。

委員協議において委員より、「国鉄の分割民営化の際、JR九州には3,877億円の経営安定基金が設置され、その運用収益で不採算路線等の損失を補い、引き続き鉄道ネットワークを維持することとされていた。しかしながら、JR九州は完全民営化に当たって、その基金の大半を九州新幹線の関係経費などに充当した一方で、今回、地域路線の大幅な減便等を行った。この問題は国の関与もあることから、委員会発議で、国に対し意見書を提出すべきではないか」との提案がありました。

このことについて別の委員より、「今回の問題は、関係自治体との協議がないままに進められた一方的な行為で、県民の暮らしを守る上で重要なことなので、その提案に賛同する」との意見や、「JR九州からは、公共交通機関としての使命・役割や、基金の原資が税金であったとの認識が余り感じられず、将来的には廃線の

懸念もあるので、県議会としての意思をここで表明しておくべき」との意見もありました。

その後、これらを踏まえて当局とも議論がなされ、県民生活に直接かかわる重大な問題であることから、「県勢の発展を担う行政と、住民を代表する議会が同じ方向を向き、将来の地域路線の維持及び利便性の確保に向けて、力を合わせて取り組んでいくことが重要である」との認識が確認されたところであります。

このようなことから、今回の意見書の提出に至ったところであり、意見書の内容は、委員協議や審査でのやりとりを踏まえた上で、JR九州が不採算路線を含めた鉄道ネットワークを維持する責務と、鉄道輸送を行う公共交通機関としての使命・役割を果たされるよう、国の立場から、同社に対し指導することを強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、厚生常任委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員 [登壇] (拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外23件であります。継続審査中の請願1件を含め、慎重に審査をいた

しました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案については全会一致により、請願第22号については賛成多数により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と、新しく創設された国民健康保険特別会計予算1,157億6,100万円余を含む特別会計を合わせまして2,231億1,900万円余であり、前年度の当初予算と比較して103.3%の増となっております。

このうち、「福祉で働こう！ひなたの人材確保推進事業」等の人材確保対策についてであります。

このことについて委員より、「福祉の人材不足は、仕事がきつい、給料が安い等の現状がその原因ではないかと考えるが、提案されている事業は、この原因に対応したものになっているのか」との質疑がありました。

これに対して当局より、「今後、後期高齢者が増加していく中、特に介護の職場を選択する人をふやすことが必要である。このため、介護の仕事の魅力を伝えることや、介護の職場の労働環境を改善することで、UIJターンを含む新規就労者をふやすとともに、離職者を減らすことが重要である。また、県内外で人材を取り合う状況が見られる中、県内の福祉系高校の卒業生は県内就職率が高く、効果的な実習システムなどにより定着率も高いことから、このような進路選択を促進する取り組みも必要である。今回提案した事業を含め、関係課で連携しなが

ら、さまざまなアプローチによって人材を確保してまいりたい。なお、給与については、来年の消費税増税が前提であるが、キャリアを積んだ介護福祉士に対して給与加算制度が手当てされると聞いている」との答弁がありました。

次に、新規事業「依存症対策総合支援事業」についてであります。

このことについて当局より、「依存症に係る相談窓口の設置や、各支援機関で構成する検討会の開催など、総合的な支援体制を構築する」との説明がありました。

これに対して委員より、「県内の依存症患者はどのくらいいるのか」との質疑があり、当局より、「国の平成25年の推計データから本県分を計算した場合、アルコール依存症9,000人、薬物依存症1,000人、ギャンブル依存症2万5,000人程度と推計される場所である」との答弁がありました。

これに関連して複数の委員より、「本県は1人当たりのアルコール消費量やパチンコ台数が全国でも上位であるので、予備群を合わせるともっと多いのではないかと思われる。依存症が自殺率の高さに関係している可能性も考えられ、また、スマホゲーム依存などの新たな社会問題も出てきている。依存症については、断酒会などグループでの支え合いも有効と聞いているので、実態把握を進めながら支援体制を整えていただきたい」との要望がありました。

次に、議案及びその他で報告された宮崎県医療計画など8本の計画の策定、変更についてであります。

このことについて委員より、「計画を実効性のあるものにするためにどのように取り組んでいくのか、意気込みを伺いたい」との質疑があり、当局より、「今年度は、さまざまな計画を

見直し、また計画期間をそろえていくといった大きな改革の年であった。2025年に向けて、計画を実行するために、きちんとPDCAを回しながら進捗管理を行い、医療と介護の連携をどう具体化していくかという観点を踏まえながら、3年後の中間見直しに向けてしっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

また、複数の委員より、「特に医療計画に関しては、医師の地域偏在に強い危機感を持っていることから、宮崎大学や医師会とも連携しながら真摯に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、健康寿命についてであります。

「健康みやざき行動計画21(第2次)」見直し計画に関連して、当局より、「国が公表した都道府県別のデータによると、本県の健康寿命は、男性72.05歳、女性74.93歳で、前回調査からの全国順位比較は、男性が8位から23位、女性が4位から25位になった」との説明がありました。

このことについて委員より、「今回、本県は大きく順位を下げる結果となり、残念である。計画をつくっても、健康寿命の全国順位が下がるようでは意味がないので、この原因分析が重要である」との意見があり、当局より、「年齢区分ごとの結果を確認したところ、75歳以上の高齢者において、健康上の問題で日常生活に支障がある割合が特に高い傾向が見られた。このため、ロコモ対策を推進することが有効と考えられるほか、若いころからの生活習慣が大事であることから、今後、健康経営の推進などの対策に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計当初予算の収益的収支は、収益324億3,000万円余、費用323億5,300万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は7,600万円余の黒字であり、前年度の当初予算と比較して6,500万円余の増となっております。

このうち、新規事業「県立延岡病院心臓脳血管センター（仮称）整備事業」についてであります。

これは、県北地域の循環器疾患及び脳血管障害への迅速、的確な医療を行うため、延岡病院に心臓カテーテル室2室、血管造影室1室を備えたセンターを新たに整備するものであります。

これに関連して委員より、「医師の確保はどのような状況か。また、今回の施設の充実で研修医の受け入れ増につながるのか」との質疑があり、当局より、「延岡病院の心臓カテーテル手術は循環器内科で行っているが、同診療科の医師は、昨年度から1名ふえ、現在6名の体制となっている。また、施設整備については、医師の派遣元の大学病院からの要請に基づくものであり、今後の研修医の増加が期待される。なお、延岡病院での研修医の実績はゼロが続いていたが、来年度は3名の初期臨床研修が決定している」との答弁がありました。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、商工建設常任委員会、

渡辺創委員長。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案等は、議案第1号外11件及び新規請願1件の計13件であります。慎重に審査をいたしました結果、請願については引き続き審査すべきとの意見もありましたが、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて491億6,800万円余で、先端産業高度化支援事業による立地企業への貸付金や「観光みやざき未来創造基金」の計上等により、前年度と比較して15%の増となっております。

このうち、若年者の県内就職促進に関する事業についてであります。

このことについて複数の委員より、「「知ろう 伝えよう 宮崎で働く魅力！高校生県内就職促進事業」は、高校生の県内就職促進を図る観点から重要な事業と考えているが、小中学生を対象にした取り組みはないのか」との質疑があり、当局より、「早い段階から、ふるさとである本県で働くことの意義を伝えることは非常に重要だと考えている。当部では来年度、ものづくり技能士育成事業において、小中学校に技能士を派遣する取り組みの中で、新たに延岡・日向管内で教育委員会のキャリア教育支援センターと連携して、ものづくり講話と体験教室を実施する取り組みも行うこととしている」との

答弁がありました。

これに関して委員より、「人口減少が進む中で、若年者を県内に残すためには、教育委員会と連携して子供目線での調査を実施し、施策に反映していくことも必要である。また、将来を見据えて、県内就職への流れを定着するための施策も講じておくべきである」との意見がありました。

次に、本県における観光施策の展開についてであります。

このことについて当局より、「今回創設予定の「観光みやぎき未来創造基金」を活用して、食やスポーツ・文化等の強みを生かした誘客に取り組み、国内はもとより海外からも選ばれる観光地みやぎきとしてのブランド力を高め、交流人口の一層の拡大と、それに伴う本県経済の活性化を図っていききたい」との説明がありました。

これに関連して委員より、「これまでの事業効果をきちんと検証し、課題を明確にした上で、戦略的に事業を組み立てる必要がある」との意見や、別の委員より、「まずは景気の動向に左右されない、宮崎にしかない柱となる観光をつくり上げることが必要ではないか」との意見がありました。

また、別の委員より、「スポーツランドみやぎの成果は認めるところだが、スポーツが絡まない時期の宿泊客誘致に課題があるので、滞在型観光の実現に向けた施策も充実していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、既存事業の効果や課題をしっかりと検証し、ターゲットを定めた事業等を戦略的に展開するとともに、宮崎にしかないオンリーワンの観光をつくり上げた上で、県、市町村及び関係団体等が一体となっ

て、さらなる誘客促進施策を展開していただくよう要望します。

次に、「ラグビーワールドカップ2019」を活用した本県への誘客対策についてであります。

このことについて委員より、「大会期間中に、これまでの東アジアとは異なる欧米豪からの観客等の来県が想定されるが、具体的にはどのような誘客対策を考えているのか」との質疑があり、当局より、「海外から全国で約40万人の来訪が見込まれるので、本県の知名度向上のため、海外市場誘客促進PR事業等により、世界で認知度の高いガイドブックに記事を掲載するなどの情報発信を行うとともに、欧米豪の観光ニーズを把握しながら、具体的な対策を講じてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「ラグビーワールドカップ2019は、東京オリンピック・パラリンピックまで1年を切った中での開催となり、機運が高まっていくのか懸念がある。九州では、福岡、大分、熊本県で試合が開催されるが、数値目標を立てて本県に誘客することは考えているのか」との質疑があり、当局より、「今のところ数値目標までは立てていないが、今後、何らかの目標を立て、しっかりと対策を講じてまいりたい。また、イングランド代表チームに本県への合宿誘致を働きかけているので、この機会に本県の良好なスポーツ環境をしっかりとPRしてまいりたい」との答弁がありました。

次に、県土整備部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて720億7,500万円余で、前年度と比較して1.3%の増となっております。

このうち、美しい宮崎づくりの推進に関する事業についてであります。

これは、昨年11月に策定した「美しい宮崎づくり推進計画」に掲げる3つの重点施策に関する事業を全庁的に展開し、官民協働による美しい宮崎づくりを推進するものであります。

このことについて委員より、美しい宮崎づくりの全体予算の今年度との比較について質疑があり、当局より、「主な事業の積み上げでは大幅に金額が増加している。何よりも全庁的に連携して取り組むことが重要だと考えている」との答弁がありました。

これに関連して委員より、「推進計画の中では、宮崎を美しくする人づくりも定められているので、景観だけではなく、子供から大人までがボランティアとして活動できるような人づくりも行い、宮崎国体などでの来県者からすばらしい県だと言われるような取り組みをしっかりと行っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、推進計画の重点施策関連事業について全庁を挙げてしっかりと実施し、アダプトロード普及啓発事業等の県民協働の美化活動に関しては、コンテストの実施など、県民のやりがいを引き出しつつ、機運醸成にもつながるような取り組みを行うことも検討していただくよう要望します。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、環境農林水産常任委員会、後藤哲朗委員長。

○後藤哲朗議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第1号、第22号、第46号、第47号及び第48号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて224億3,400万円余で、前年度と比較して2.0%の増となっております。

このうち、「みやざき再生可能エネルギーづくり推進事業」についてであります。

このことについて委員より、再生可能エネルギーの導入状況に関する質疑があり、当局より、「宮崎県新エネルギービジョンにおいて、太陽光、バイオマス、小水力の3つを重点的に取り組むものと位置づけており、太陽光とバイオマスについては、現時点において平成34年度の目標値を大きく上回っている。一方、小水力については約7割にとどまっていることから、関係部局と連携し、さらに力を入れて取り組む必要がある」との答弁がありました。

これに対して委員より、「群馬県では小水力発電の適地を公表することにより、民間企業等による事業化が促され、地域振興にもつながっている。そういった事例を参考にしながら、小水力の導入目標が達成できるよう取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、荒廃溪流等流木流出防止対策事業につ

いてであります。

このことについて委員より、「近年は局地的な豪雨が多発しており、流木災害の危険性が高まっている。大量の流木が発生すれば、河川氾濫や家屋の損壊等の甚大な被害をもたらすことから、今まで以上に対策を強化していただきたい」との要望がありました。

次に、農政水産部の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて400億3,700万円余で、前年度と同程度となっております。

このうち、新規事業「農福連携発！農林水産業ユニバーサル化促進事業」についてであります。

これは、農山漁村における多様な人材確保のため、農林水産業、福祉関係者の相互理解や障がい者の参画に向けたマッチング体制などを整備し、農林水産業のユニバーサル化を促進するものであります。

このことについて委員より、農福連携の現状について質疑があり、当局より、「農業者からのヒアリング等によると、特別な技術を要しない選別や収穫などの作業を障がい者の方に丁寧に行ってもらっており、さらに雇用をふやしていきたいとの声もある。ただ、人材の確保については、信頼できる知り合いからの紹介が多く、マッチングが円滑に行われていない現状があることから、その仕組みづくりに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農福連携は障がい者の経済的自立や農林水産業の人材確保など、さまざまな課題解決に資することが期待されることから、それぞれの障がい特性に応じた職場環境の改善等に取り組んでいただくよう要

望いたします。

次に、新規事業「水田高度利用産地育成支援事業」についてであります。

これは、米政策の見直しに対応し、水田農業の持続的発展を図るため、需要に応じた米の生産や土地利用型高収益作物の導入により、水田の高度利用と高収益化を進めるとともに、水田農業を支える担い手の育成を加速化し、本県の水田農業経営モデルを確立するものであります。

このことについて委員より、「どのように水田の高度利用等を推進するのか」との質疑があり、当局より、「水田においては、これまで飼料用稲等を作付して生産調整を行ってきた経緯があり、野菜等を組み合わせた輪作は定着していないことから、この事業において輪作作物の導入実証等を支援し、農業者の見本となる経営モデルを確立してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、米政策の見直しにより、農業者は栽培作物や生産量、販売先等を主体的に考え、判断することが必要となるため、農業者の経営力向上を図る対策を進めるなど、水田農業の構造改革を着実に実行していただくよう要望いたします。

次に、公共工物品質確保強化事業についてであります。

これは、公共工物品質確保を図るため、公益財団法人宮崎県建設技術推進機構に委託して、施行体制の点検を実施するものであります。

このことについて委員より、「この事業は、平成19年度に入札が一般競争入札へ移行したことで落札率が低下し、手抜き工事等による品質低下が懸念されたことから、その対策として始

まったものであるが、当時と状況が違う今でも必要なのか」との質疑があり、当局より、「品確法等の改正により、適正な額の請負代金での下請契約の締結などについて、今まで以上に点検の充実が求められるようになったこと、また、点検の現場における指導が担い手への技術継承にも資することなどから、現在においてもこの事業は必要と考えている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「当初とは目的が変わってきていることから、事業のあり方を改めて検証する必要がある」との意見がありました。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしく願います。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○**蓬原正三議長** 次は、文教警察企業常任委員会、新見昌安委員長。

○**新見昌安議員**〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました当初予算関係議案は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の平成30年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。収益的収支は、事業収益51億5,000万円余、

事業費50億6,300万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は8,600万円余であります。

また、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億7,400万円余、事業費3億5,600万円余で、収支残は1,800万円余であり、地域振興事業会計予算は、同じく事業収益2,400万円余、事業費2,300万円余で、収支残は100万円余であります。

このうち、企業局課題研究連携推進事業についてであります。

これは、県の試験研究機関と連携し、企業局に関連する課題の研究・調査を実施するものです。

このことについて委員より、研究テーマの内容について質疑があり、当局より、「具体例として、小水力発電機器の効率化や太陽光発電機器におけるメンテナンスの合理化などを考えている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、研究成果の実用化により、より効率的な経営の実現を期待するとともに、さらなる地域貢献へとつなげていただくよう要望します。

次に、教育委員会の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせて1,110億8,300万円余であり、前年度予算と比較して1.1%の増となっております。

このうち、「子どもの学びを支える学力向上推進事業」についてであります。

このことについて当局より、「これまでの学力向上に関する取り組みの中で、学校間の差、基礎・基本の確実な定着、活用する力の育成の3つの課題が明らかとなっており、今回の改善事業では、活用する力を高めるための対策につ

いて、大学等と連携し、指導主事や現場の教員等によるチームを編成して検討を進めていく」との説明がありました。

これに関連して委員より、「校長を中心として学校全体で学力向上に取り組むことが重要である。市町村と連携して、県全体で学力向上に関する機運の醸成を図っていただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、事業の成果が学力向上につながるように、しっかりとした実態把握と分析を行い、その結果に基づいた各学校への適切な支援を行っていただくよう要望します。

次に、県立高校と県内企業のネットワーク強化事業についてであります。

このことについて委員より、「県外就職率が特に高いところは調査しているのか」との質疑があり、当局より、「工業系及び水産系において、県内就職率が5割を下回っている」との答弁がありました。

これに対し委員より、「商業系の高校や総合学科などにおいては県内就職率が高く、中には8割を超えている学校もある。県内一律の取り組みを実施するのではなく、県外就職者の傾向などをしっかりと分析した上で、課題に対する効果的な取り組みを進めていただきたい」との要望がありました。

次に、教育委員会事務局等の組織改正についてであります。

このことについて当局より、「施策の一層の推進を図るとともに、行政需要に対応した簡素で効率的な組織体制の見直しの観点から、4月1日付で組織改正を行う」との報告がありました。

今回の改正は、事務局を総括し、部局横断的

な施策を実施するための総合調整機能の役割を担う「副教育長」の設置や、学校種に応じて速やかに専門的かつ適切な指導及び助言を行う体制を構築するため、学校政策課を分離再編し、「高校教育課」と「義務教育課」を設置するなどの内容となっております。

このことに関連して委員より、「今回の改正とあわせて、学力向上の取り組みなど、それぞれの事業の位置づけを見直し、子供の発達段階や事業手法に応じた施策展開ができるよう、改めて整理していただきたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、改正の趣旨にのっとった組織運営となるように、今後の事業立案や取り組みを推進していただくよう要望します。

次に、公安委員会の平成30年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計267億1,300万円余であり、前年度予算と比較して5.5%の減となっております。

このうち、新規事業「科学捜査力維持のための鑑定機器整備事業」についてであります。

このことについて当局より、「現在使用している鑑定・分析機器は、導入から相当期間が経過し、メーカーサポートが終了することなどから、機器を更新整備して鑑定・分析体制を維持する」との説明がありました。

これに対して委員より、「犯罪が複雑多様化する中で、こうした高度な科学技術や高性能鑑定機器の必要性は高まっている。迅速かつ的確な捜査が行えるように、社会の動きや犯罪情勢を見きわめながら、必要な機器等については整備を進めていただきたい」との要望がありました。

次に、津波等の災害時における避難誘導対策についてであります。

このことについて委員より、警察の基本的な考え方を問う質疑があり、当局より、「徒歩避難を原則としており、誘導に当たっては、各所管において最寄りの重要交差点に立ち、住民を誘導することとしている。また、警察官自身の命も守るため、一定時間が経過したら、住民とともに避難するように指導を徹底している」との答弁がありました。

これに対し委員より、「災害対策においては、警察官も含め、1人でも多くの死傷者を減らすことが非常に重要である。警察官一人一人が避難場所をしっかりと把握し、迅速に誘導できるよう引き続き努力していただきたい」との要望がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございま

す。日本共産党の前屋敷恵美でございます。私は、日本共産党を代表して、今議会上程議案のうち、議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号について、反対の立場からその理由を述べて討論いたします。

まず、議案第1号「平成30年度宮崎県一般会計予算」についてです。

政府の新年度予算案は、大企業や富裕層優先で国民には冷たいアベノミクスの本質は変わらず、義務教育費国庫負担金の減額を初め、社会保障の自然増削減や大企業への減税など、格差と貧困を一層拡大する一方、憲法9条改憲策動に合わせて大軍拡への道を踏み出す重大な予算となっています。また、今年度も地方交付税は前年度を下回り、臨時財政対策債も減額です。

こうした国民犠牲が続く中で、県民の暮らしや地域経済、基幹産業である農業や中山間地域をどう守っていくのか、地方自治体の役割、本旨が問われています。本年度予算は、一般会計で5,817億9,000万円、基本方針は「みやぎきの更なる飛躍と新たな挑戦」が位置づけられ、重点施策も掲げられていますが、福祉の充実で安心できる暮らしの位置づけが見当たらないことは残念です。予算の全体では、県民の暮らしや福祉、教育や文化、農業、地場産業の振興、県土の保全など欠かせない予算であります。問題も含んでおり、同意できないものです。

第1に、国主導の福祉・社会保障の施策で果たして県民の命と暮らしが守れるのかという問題です。

今年度も進められる地域医療介護総合確保基金事業は、これからの高齢化に対応とする地域医療構想のもとに、病床の削減が行われ、病院から施設へ、施設から在宅への流れがつけられますが、本来、必要な医療や介護がしっか

りと保障され、人としての尊厳が守られるものでなくてはなりません。今改めて、公的介護保険制度の創設は何だったのかが問われる事態です。また、ことしから始まる国保の都道府県化で、国保の抱える構造的問題は何ら解決されないことです。

貧困対策や子育て支援において、県民の暮らしの実情や県民要求が真剣に受けとめられているのか。中でも、放課後児童クラブの受け入れの不十分さや、子供医療費助成事業については、毎年、予算は減額され、就学前までの乳幼児医療費助成事業にとどまっていますが、事業拡大の予算の位置づけが問われていると思います。

第2に、農業予算では、農産物対策費や畜産振興費等が大幅に増額されています。攻めの農業も必要な部分はあるでしょうが、後継者不足が叫ばれる中、今、必要なのは、家族農業を支え、持続可能な農業にするための価格保障や所得補償の予算、後継者対策の予算など、農家を直接支援することではないでしょうか。また、中山間地対策も同様です。

第3に、雇用対策や地域経済のかなめである中小企業への支援対策です。企業誘致対策と比べると差のある中小企業金融対策や小規模事業所対策をしっかりと進めて、県内企業を元気にすることが大事であり、そのことが高校生の県内就職の促進にもつながるものです。また、誘致企業による雇用の促進は、正規雇用や労働条件の整備など、県民が安心して働ける場をふやすことです。

ほかにも県民の願いが届かない部分が随所に見受けられますが、自治体本来の役割である住民の健康と福祉の増進に寄与するために、県民の苦難に心を寄せた行財政運営を求めたいと思

います。

次に、議案第4号「平成30年度宮崎県国民健康保険特別会計予算」、議案第29号及び第38号については関連しますので、あわせて討論いたします。

今回提案されました各号議案は、いずれも新たな国民健康保険法による国保の都道府県化の2018年4月1日施行予定に伴う特別会計予算と関係規定の改定です。

我が党は、国保の都道府県化そのものに反対してきました。それは、これまでも申し述べてきましたが、国保を都道府県化すれば、現在、国保の抱える問題、高過ぎる国保税が国民の貧困世帯をより貧困にしているという現状の解消ができるのかにあります。

今後は、県が市町村ごとの納付金や標準保険料率を提示し、市町村へ100%の納付を義務づけることとなります。しかし、全国的に見て、保険税の平均収納率は90%です。市町村は、90%の収納率でも納付金が100%になるように保険税を設定することとなります。当然高い保険税になるということです。

ところが、新年度の保険税を見ると、総じて前年度を下回っているようですが、新制度のスタートに当たって、特例として激変緩和措置が設けられることによるものです。しかし、平成35年度までの6年間の措置にすぎません。

全国を見ると、保険税の増加幅が大きい市町村には、さらに10年まで延長するとした県、8年に延ばした県、福島県などは期間は設けないとするなど、他県は、住民の負担につながる保険税の高騰を何とか抑えたいとする意向がうかがえます。

皆医療保険として始まった国民健康保険制度は、当初、国保財政の70%あった国庫負担

が1984年には約50%に低下し、現在では23%程度でしかなく、減らされた国庫負担の穴埋めを、市町村が一般会計や基金を取り崩して繰り入れを行い、高過ぎる国保税の軽減に充て運営してきました。

しかし、今後は、都道府県化により、保険税の高騰を抑えるための給付の抑制、受診抑制が迫られることは必至であり、国民の命や健康より医療費の削減ありきが国保の都道府県化の主要な目的であることは明らかです。

国民に必要な医療を保障する国民皆保険を持続させるためには、国庫負担の抜本的引き上げによる保険税の引き下げこそ必要です。国保加入者の願いは、暮らしを成り立たせ、払うことのできる妥当な保険料で安心して受診できる公的保険制度です。このことを改めて強く申し上げておきたいと思います。

次に、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

本議案には数件の改定が提案されておりますが、その中の「土壌汚染対策法の一部改正による県条例の改定」については賛成できません。

そもそも2002年制定の本法律は、国民の健康保護を目的として、土壌汚染のおそれがあると判断される土地に対する調査等を定めたものです。不十分さもあり、2009年改正で規制強化がなされてきました。しかし、今回の法改正で事前届けにかえて事後の届けを認めることや、土壌汚染処理の委託義務に例外を設けるなど、規制緩和が行われ、その中で、汚染土壌処理業に譲渡及び譲受等の規定が新たに設けられたことによる本県条例の改定です。本来の法の目的を後退させるものであり、賛成できません。

次に、議案第32号「宮崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例」についてです。

本議案は、住基ネットを通じて都道府県知事保存本人確認情報の利用及び提供ができる事務に、宮崎県育英資金貸与条例による債権の回収に関する事務及び道路交通法による放置違反金の納付命令または徴収に関する事務を追加するとするものです。

住基ネットを利用して事務の簡素化を図ろうとするものですが、この都道府県知事保存本人確認情報は、氏名、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、そして、これらの変更履歴を含むものとされており、個人番号等が含まれることからしても、個人情報を守る上での懸念は大きく、賛成できません。

最後に、議案第40号「宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。

障害者総合支援法の改定に伴い、新たに自立生活援助サービス等を新設するものです。自立生活援助では、グループホームなどの施設入所者の地域生活への定着に向け、定期的な巡回訪問により相談助言を行うとしていますが、グループホームを利用する軽度障がい者からは、グループホームから追い出されるのではないかと懸念が広がっています。

○**蓬原正三議長** 前屋敷議員に申し上げます。時間が参っております。

○**前屋敷恵美議員**(続) 厚労省は、約5,000人の削減目標を掲げていますが、まさに軽度障がい者にひとり暮らしを求め、施設外しにつながりかねない本条例改定には賛成できません。

以上、各号議案に対して意見を述べ、討論いたします。(拍手) [降壇]

○**蓬原正三議長** 次に、来住一人議員。

○**来住一人議員** [登壇] 私は、日本共産党を

代表いたしました、ただいま前屋敷議員が述べました議案以外の同意できないものについて討論をしたいと思えます。

まず、議案第46号から第49号については、林道事業、国営西諸土地改良事業、農政水産関係建設事業及び土木事業の執行に伴う市町村の負担金徴収を行うものであります。

本来、国・県の直轄事業は、それぞれが責任を持って執行すべきことであります。全国知事会は、直轄事業負担金制度改革が地域主権確立に向けた重要な課題であるとして、負担金制度の廃止を求める提言を行っております。市町村に負担を求めることは、こうした提言に全く逆行するものであります。

次に、議案第50号「宮崎県医療計画の変更について」及び第51号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」は、あわせて討論いたします。

2014年に制定された医療介護総合確保推進法は、2025年の高齢者人口のピークに備えて、地域における医療・介護の一体化、費用の適正化の名のもとに、その抑制を図ろうとするもので、地域医療構想では、病床の機能区分ごとの病床数の必要量、居宅等における医療の必要量などの具体化とともに、入院病床の削減や介護抑制を本格化させ、病院から施設へ、施設から在宅への流れをつくり、高齢者に在宅での暮らしを押しつけるもので、高齢者のみならず、県民の安心できる医療や介護の体制を根底から覆すことにつながるものであります。

今回のいずれの計画の変更も、こうした国の方針のもと、国が介護療養型医療施設を2023年に廃止するとして、新たに創設する介護医療院への転換が見込まれるもののみを反映したとされています。しかし、この介護医療院が真に療

養病床転換の受け皿になり得るのが問われるものであります。

各医療機関が報告した2025年の病床機能報告は1万5,775床であるのに、県の地域医療構想は1万1,037床と、実に約4,600床も少なくなっており、真に必要な医療が提供されないと思われまます。政府は、地域医療介護総合確保基金を使って病床削減を加速させようとしていますが、医療の総合確保を掲げながら、サービスの縮小を促すものとなっています。

また、特別養護老人ホーム等の入所基準を介護度3以上に制限するもとの、養護老人ホームの定員1,803人、軽費老人ホームの定員700人は現状維持とし、一方、有料老人ホームのニーズは高まっているなどとしていますが、改めて、公的介護保険制度とは何か厳しく問われているものであります。一人一人が尊厳を持って生きられるような計画こそ必要であると考えまます。

次に、議案第52号「宮崎県歯科保健推進計画の変更について」は、歯や口腔の健康が、子供たちの成長にとっても、県民一人一人の生涯においても、健康を保つ上で重要なことであり、評価するものであります。私どもが問題としているのは、虫歯予防策としてフッ化物の塗布や洗口が位置づけられ、推進目標値を引き上げ、推進しようとしていることであります。

フッ素やフッ化物の使用については、その安全性や効果について、医療の専門家の中でも意見が二分しております。WHOは、6歳未満の子供へのフッ化物洗口を推進しない見解を出しております。フッ化物は希釈して使用するといえ、自己判断のできない子供への使用を心配する保護者は決して少なくありません。フッ化物洗口を希望するか否かの選択肢は、当然設け

るべきであります。フッ化物洗口の対応を、保育所や幼稚園、学校などで目標値を定めて推進することは、中止すべきであると思います。

次に、議案第53号「みやぎ子ども・子育て応援プランの変更について」述べます。

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援新制度のもとに作成され、平成31年度が最終年度であります。今回の変更は、市町村における教育・保育に係る量の変更や、認定こども園を200園にするなどの目標の修正などであります。

しかし、子ども・子育て支援新制度により、保育制度改革のもとに保育の市場化を目指しスタートした認定こども園は、さまざまな規制緩和のもとで多くの問題を抱えております。また、子育て支援の充実をうたうプランであります。病児保育事業や放課後児童クラブなどにおいては、実態を踏まえたものになっておらず、さらに、子育て支援のかなめとも言える子供医療費助成制度の拡充が位置づけられていないことを指摘しておきたいと思っております。

最後に、請願第22号「子どもの医療費助成制度の拡充を求める請願」について述べます。

本請願について、委員長報告は継続審査ということですが、採択を求めるものであります。

本請願は、一昨年9月に提出された「子どもの医療費無料化を中学校卒業まで引き上げることを求める請願」を取り下げ、無料化の上限を限定せず、短期間に1万人を超える賛同署名を添えて昨年9月に改めて提出されたものであります。このような経過から、本請願は、本定例会を含め、実に7回の定例会において審議されてまいりました。

我が党は、定例会ごとに、採択を求める立場

から討論を行い、県民生活と子供をめぐる現状からも、少子化対策の重要な柱としても、子供の医療費助成制度の拡大が県民的課題であること、この制度の全国的及び県内での広がりを見明らかになるとともに、この制度と財政についても、県全体の予算規模から実現可能な制度であることを申し上げてまいりました。また、県民の県政への参加と請願権、請願権と県議会のあり方についても率直に述べてまいりました。したがって、本日は述べることはいたしません。議員各位の賢明な判断をお願いしたいと思います。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号及び第46号から第53号まで採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第4号、第22号、第29号、第32号、第38号、第40号及び第46号から第53号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号、第3号、第5号から第21号まで、第23号から第28号まで、第30号、第31号、第33号から第37号まで、第39号

及び第41号から第45号まで採決

○蓬原正三議長 次に、議案第2号、第3号、第5号から第21号まで、第23号から第28号まで、第30号、第31号、第33号から第37号まで、第39号及び第41号から第45号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第24号採決

○蓬原正三議長 次に、請願第24号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第22号についてお諮りいたします。

本請願を委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本請願は委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査結果報告

○蓬原正三議長 次に、特別委員長の調査結果報告を議題といたします。

ここで、特別委員長に調査結果報告を求めます。まず、みやざき経済振興対策特別委員会、黒木正一委員長。

○黒木正一議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の経済振興、雇用対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

本県の経済は、九州財務局宮崎財務事務所がまとめた昨年4月の宮崎県内経済情勢報告によると、「緩やかに持ち直している」とされており、個人消費も緩やかな持ち直しの動きが続いています。また、雇用情勢については、人手不足がバブル期並みに深刻な状況となっています。

平成27年国勢調査によると、本県の労働力人口は54万4,236人で、平成7年以降、減少傾向となっています。少子高齢化などのほか、若者の県外流出もその要因の一つと考えられます。昨

年3月に卒業した高校生の県内就職率は55.8%で、12年連続で50%台と低迷し、若者の県外流出が長期的な課題となっております。一方、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などにより、労働力も東京一極集中がさらに加速することが危惧され、危機感を持って取り組む必要があります。

今後、本格的な人口減少社会が想定される中、喫緊の課題である人口減少対策、その中でも若者の県外流出に歯どめをかけるためには、良質な雇用の場の確保は極めて重要です。そのため、農林水産業を初めとする本県産業の振興、企業誘致の推進に取り組む必要があります。しかしながら、緩やかな国内景気の回復を背景に、全国と同様に本県も人手不足は逼迫しており、本県の産業振興、企業誘致を図る上で、人材の確保は重要な課題の一つと考えます。

このような認識のもと、当委員会では、「産業振興に関すること」「企業立地に関すること」「雇用の維持・人材確保に関すること」を調査事項と決定しました。

以上の内容について積極的な調査活動を行い、県当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、産業振興についてであります。

県では、みやざき産業振興戦略を策定し、雇用の受け皿となる中小企業の振興、本県の特性や強みを生かした成長産業の育成に、戦略的に取り組むこととしています。本県産業の振興を図る上で、県内企業の99.9%を占める中小企業や小規模事業者が、外貨を稼ぐ力をいかに高めるかが重要であります。そのため、産学金労官による各プラットフォームや各相談機関は、重

要な役割を担っています。

意見交換を行った関係機関からは、「本県の平成26年工業出荷額は約1兆5,000億円程度で、平成22年の出荷額と比べると、伸び率は16.4%で全国トップであるが、本県の持つ可能性をより一層PRしながら、商工業者のやる気を高めていきたい」との話がありました。

工業出荷額は伸びておりますが、県内企業の稼ぐ力の伸び代は、まだ十分にあるものと考えます。今後とも、本県の可能性をしっかりと県内企業にPRすることで、県内企業が稼ぐ力を高める原動力になるものと考えます。

県当局には、産学金労官によるプラットフォームの支援などにより、みやざき産業振興戦略の各プロジェクトに掲げる平成30年度目標を達成し、みやざきモデルの構築、さらには本県ならではの稼ぎ方の確立につなげるよう要望します。

次に、企業立地についてであります。

本県における企業立地は堅調な推移を示しており、平成28年度の企業立地件数は、大型案件を含む49件で過去最高となっております。

当委員会では、県内外の自治体の特色ある企業誘致の取り組みを初め、全国的な企業立地の動向を調査しました。企業立地の動向について、近年は、海外での知的財産権の侵害や、国内での産業集積によるコスト低減など、国内での事業活動を重視する企業がふえており、海外ではなく国内を強化する動きが高まっています。また、都市部は人手不足で、企業の地方進出が加速しており、企業が自治体に求める強化対策は、人材の確保となっております。

訪問した日南市では、最初に進出したIT企業の説明会で、採用予定10名に対し約360人もの人が集まり、日南市に進出すればいい人材が確

保できるという話が広まって、現在のIT企業の進出につながっているとのことでした。

県当局には、企業誘致の推進に当たり、優遇制度による支援に加え、採用などの人材確保においても積極的に取り組み、市町村と連携を図りながら、自治体間競争において他県との差別化を図ることを要望します。

一方、平成24年度から28年度までの立地企業における最終雇用実績を見ると、正規職員の割合は約61.5%、非正規職員の割合は約38.5%となっており、業種により差が見られるものの、非正規職員による雇用の割合は約4割と高くなっています。

県当局には、本県が目指す良質な雇用の場の確保の観点から、立地企業に対し、正規職員での採用を積極的に働きかけるよう要望します。

最後に、雇用の維持・人材確保についてであります。

当委員会では、各産業における担い手確保の取り組みを初め、若者の県内就職促進及び早期離職防止の取り組み、女性や高齢者などの潜在的な労働力確保の取り組みなど、広範囲にわたり調査を実施しました。

県が実施した、人材不足に関するアンケート調査結果によると、県内企業の約7割が人手不足と感じています。調査先からは、「平成27年卒の高校生の県内就職率が全国最下位となり、経営者も危機感を持っている」との話がありました。

本県の産業振興を図るためには、人材不足は大きな課題であり、県や教育委員会、産業界などが一体となり、特に、若者の県内就職促進に向けた取り組みを加速させることが肝要であると考えます。

県当局には、関係団体と意見交換を重ねるな

ど、連携を図りながら、キャリア教育の充実や職場環境の改善など、若者の県内就職促進の取り組みを推進するよう要望します。

また、当委員会で、外国人技能実習生の受け入れ状況を調査したところ、本県においては、実習生が、企業や農家で技術や技能をしっかりと学び、母国で活躍していただくという国際貢献の役割を果たしている一方で、実習生という名の労働力となっている側面も見られたところです。実習生を受け入れる企業や農家は、実習生に対する賃金に加え、送り出し機関への入会金や管理費まで費用を負担し、実習生を確保している状況であり、本県産業における人手不足を痛感したところです。

県当局には、本県の産業を支える外国人技能実習生の受け入れ状況の把握に努め、実習生の受け入れ体制に対する支援などを検討するよう要望します。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、当委員会の調査活動を通じて、例えば、企業立地における交通インフラの課題や、また、建設業における働き方改革の課題など、本県が取り組むべきさまざまな課題に直面したところです。

平成30年度は、宮崎県総合計画アクションプランの最終年度で、新規企業立地件数など各施策における目標達成に向け、より一層加速した取り組みが求められます。

また、人口減少対策については、特に若者の県外流出抑制の取り組みなどを喫緊の課題として捉え、本県が目指す人口減少に対応した社会づくりと「新しいゆたかさ」への挑戦に向け、オールみやざきで取り組んでいただくことを強く要望して、当委員会の報告といたします。

(拍手) [降壇]

○蓬原正三議長 次は、海外経済戦略対策特別委員会、中野一則委員長。

○中野一則議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、海外経済戦略対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

昨年度、海外経済戦略対策特別委員会を設置し、「みやざきグローバル戦略」に沿って所要の調査活動を行ってまいりましたが、本県が取り組むべき課題や委員会において調査すべき事項は数多くあり、「今回の調査が一過性のもので終わらないよう、引き続き取り組んでいく必要がある」との委員会報告を踏まえ、本年度も同委員会を設置いたしました。

当委員会では、昨年度の同委員会の調査活動も踏まえ、本県が抱える課題を絞り込み、「海外展開に向けた取組に関すること」「インバウンド及びアウトバウンド対策に関すること」「海外との交流促進に関すること」を調査事項として決定し、積極的に所要の調査活動を行ってまいりました。

時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、海外展開に向けた取組についてであります。

本県の農畜水産物の輸出実績は年々伸びており、昨年度の輸出額は過去最高の約34億円となりました。主な輸出先は東アジアが大半を占めており、中でも台湾への輸出額が前年と比べて大きく伸びています。

台湾においては、日本産牛肉が昨年9月に輸入解禁となり、その直後に輸出した宮崎牛は、最初に到着した日本産牛肉として大きな反響を

呼びました。宮崎牛は、昨年、全国和牛能力共進会で3大会連続の内閣総理大臣賞を受賞したほか、地理的表示保護制度に登録されるなど、さらなる輸出の拡大が期待されます。

当委員会では、農業関連団体、企業との意見交換を行い、輸出における今後のあるべき方向や、国内最大級の輸出拠点としての強化に向けた取り組み状況等についてお話を伺いましたが、今後ともさまざまな流通経路を使いながら、本県の農畜産物が海外に展開されることを期待いたします。

また、自社製品の海外展開に取り組む県内企業との意見交換も行い、海外展開の取り組み状況についてお話を伺いました。企業からは、「現地にいきなり行っても、自分たちだけでは全くわからず、時間もかかり苦労する。行政などからの紹介がないと難しい」などの意見を伺いました。海外での取引においては、行政等が後押しをすることは相手の信頼度につながるとともに、相手国の政府関係機関との関係も大事だと考えます。

また、農業や水産業を営み、自社製品の海外展開に取り組まれている企業を訪問し、その取り組み状況について意見交換を行いました。

水産業を営む企業からは、「中国はさまざまな書類を要し、ヨーロッパは放射能検査証明も求められる」といった状況や、「養殖業は外国人技能実習生の受け入れができないので、何とかしていただきたい」などの意見を伺いました。今後、このような課題解決に取り組むことで、より円滑な海外展開につながるものと感じました。

また、農業を営む企業からは、「海外での営業は、現地小売店との信頼関係の構築が大事」という意見や、「九州の野菜・果樹の味がわか

る人たちが営業をすれば、もっと販売は広がる」などの意見を伺いました。販路の開拓・拡大につながる大切な意見だと感じました。

海外展開に取り組む県内企業の課題を聞き、期待に応えるよう、行政ができる部分と企業自身に行動してもらうべき部分の役割分担を明確にし、その連携を図りながら、輸出拡大につながる施策に取り組んでいくよう要望いたします。

次に、インバウンド及びアウトバウンド対策についてであります。

まず、国際航空ネットワークに関して、宮崎空港に発着する3つの国際定期航空路線は、みやざきグローバル戦略を推進する上でも欠かせない重要な交通基盤です。今年度、ソウル線では、アジアナ航空が冬期増便した上に、イースター航空も新規就航し、台北線では、今月から1便増便し、再び週3便体制となっており、各種取り組みの成果があらわれています。

当委員会では、台湾で調査した際に、チャイナエアラインから、今回の台北線1便増を決断したということに加え、「今後、4便、5便とふやし、最終的には毎日運航を目指していければと思う」、また、「将来に向けては、宮崎から台湾第二の都市の高雄に飛ばせる機会がないか常に研究している」とのお話もお伺いいたしました。これらが実現されるよう、本県としてもさらなる取り組みに努めなければならないと考えます。

次に、新規路線に関して、本県では、中国やタイなどをターゲットに情報収集やセールスを実施しているとのことですが、誘致先のニーズを把握しながら、他県の就航状況も踏まえつつ、新規路線の開拓に向けて取り組むよう要望いたします。

次に、国際海上ネットワークに関してであります。

本県では、県内港湾の利用促進や航路の維持・充実を図るために、港湾機能の向上やファーストポートの実現に向けて取り組んでいるところであります。

コンテナ航路については、世界的なコンテナ船社の経営状況の悪化と貨物量の減少の中、油津港でもコンテナの取扱貨物量が減少したため、寄港していた韓国航路は昨年10月から休止となりました。同港に寄港している他の航路の取扱貨物量も減ってきています。今後、ポートセールス等の積極的な展開により利用をお願いするなど、現行航路の存続には十分努め、航路の維持・充実を図っていくよう要望いたします。

次に、海外との交流促進の取り組みについてであります。

海外への展開促進や海外からの誘致推進を図っていくためには、幅広い分野において、海外の自治体や民間企業等との交流を促進し、これまで培ってきた海外の人的ネットワークをさらに強化・拡大することで、経済やグローバル人材の交流につなげていく必要があります。今後は、これまでの経験を生かし、県と市町村、民間等の役割分担を明確にするとともに、それぞれの対象国に対する戦略を十分に検討し、取り組んでいくよう要望いたします。

また、本県でも企業のグローバル化や労働力不足に対応していくために、海外から多くの有能な人材を受け入れていく時代がやってきており、企業からのニーズに行政の対応を求められることも想定しておかなければなりません。そのため、予想される対象国とどのように連携をとるか、今のうちから検討していくよう要望い

たします。

以上を委員会報告書の概要として報告いたしました。海外調査で訪れたベトナムや台湾は日本に対して友好的で、意見交換等を行った限りでは、本県が活躍のできる場は多くあると感じました。また、この海外調査で訪問した調査先における人材養成の取り組みは、技能者や働き手が不足していく中で、参考とすべき事例だと考えます。

みやぎきグローバル戦略は、来年度、集大成の年となります。戦略で定める成果指標の最終目標値が達成されるよう、また、戦略の目的である「外貨の獲得、ビジネスチャンスの創出」が図られ、5年後、10年後に本当の意味での成果が出るよう、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

最後に、みやぎきグローバル戦略を通して、世界に向けたさまざまな取り組みが、本県及び県民にとってより実り多きものとなるよう、そして、引き続き本県が世界とともに成長していくことを期待しまして、当委員会の報告といたします。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 次は、2025年問題対策特別委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 当委員会では、2025年問題等に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりですが、ここで、その概要について御報告申し上げます。

我が国においては、人口減少や高齢化が進む中、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、急増する社会保障費への対応や医療・介護サービスの維持向上が喫緊の課題となっております。

こうした課題に対応するため、効率的かつ質の高い医療提供体制の確保や、地域包括ケアシステムの構築等により、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を図るための取り組みが進められています。

また、少子高齢化に伴う人口減少という大きな課題を抱える中で、既存の縦割りの制度では効果的で適切な解決策を講じることが難しい課題や、既存の制度のはざまにあって、制度による解決が困難な課題があります。このような課題を解決するためには、地域の力を強化するとともに、公的な機関がさまざまな分野で縦割りに対応するのではなく、連携・協働しながら包括的に支援を行っていくことが必要となります。

国においては、地域住民や多様な主体が、さまざまな課題に対して「我が事」として参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしや生きがい、地域をともにつくっていく社会、いわゆる地域共生社会の実現を目指していくこととしています。

こうした状況を踏まえ、当委員会では、2025年問題等に対する本県の課題の解決に向けて調査を行う観点から、「2025年問題に関すること」「高齢者等対策に関すること」「子どもや高齢者等に係る新たな地域共生社会に関すること」を調査事項と決定いたしました。

以上の内容について、積極的な調査活動を行い、当局への提言を取りまとめましたが、時間の都合上、ここでは主なものに絞って御紹介いたします。

まず、2025年問題についてであります。

当委員会では、医療・介護分野の課題を初め、生産年齢人口の減少に対応した労働力の確保や、後継者不足により廃業が進む中小企業等

の事業承継などの地域経済の課題に対しても調査を行いました。

今後、地域包括ケアシステムの構築に向けた市町村の取り組みや、地域医療構想の実現に向けた地域医療構想調整会議での議論が本格化する中で、県の果たす役割はますます重要になってくるものと考えます。

まず、地域包括ケアシステムについてであります。県内全域で効果的な介護予防に取り組んでいくためには、先進的に取り組んでいる市町村の事例を展開することが有効であります。当委員会では、地域における住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて継続性の高い介護予防に積極的に取り組んでいる都城市を調査いたしました。

県当局には、こうした都城市を初めとする先進自治体の取り組みを県内全市町村に波及させるよう要望します。

また、地域で活用できる資源には自治体間で大きな差があることから、特に医療・介護資源が不足している中山間地域等においては、高齢者が住みなれた地域で安心して住み続けられるよう、広域連携の推進や民間サービスの参入を促進する支援策の充実を図るよう要望します。

また、地域医療構想については、委員会において複数の委員から、「病床の再編は、病院の経営にかかわる問題であるので、県は病院と危機感を共有しながら議論を進めてほしい」との意見がありました。

県当局には、医療機関における経営の視点も十分踏まえた上で、地域医療構想調整会議において、危機感を共有しながら、地域医療介護総合確保基金を十分活用し、病床の機能分化、連携を進めるよう要望します。

また、健康長寿社会づくりについては、本県

はメタボ該当者及びメタボ予備群の割合が全国平均より高い状況ですが、特定健康診査の実施率は全国平均より低く、下位に位置していません。糖尿病などの生活習慣病の有病率は認知症の有病率にも影響していると考えられているため、県当局には、健康寿命の延伸に向け、特定健康診査の実施率を向上させる取り組みを一層推進するよう要望します。

また、介護人材の確保については、厚生労働省が2015年6月に発表した需給推計によると、2025年には、本県において約4,300人の介護職員の不足が見込まれています。本県にとっても、介護人材の確保は喫緊の課題であります。

県当局には、国の方針に沿って、他県の活用事例も参考にしながら、地域医療介護総合確保基金を十分活用し、積極的に対策を進めるとともに、介護専門職が専門の業務に集中できるよう、介護助手等の人材の育成も検討するよう要望します。

また、地域経済の課題に関しては、今後、少子高齢化で労働力人口のさらなる減少が見込まれることから、高校生の県内就職率の向上を図ることは喫緊の課題であります。

県当局には、県内高校生に対して宮崎のよさをアピールし、全庁挙げて郷土愛の醸成に取り組むよう要望します。

あわせて、高齢者の就業促進の観点から、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者が年齢に関係なく働き続けられる環境整備を一層推進するよう要望します。

また、県内企業等の事業承継については、本県の休廃業・解散率は全国で2番目に高く、今後も団塊世代の経営者の引退が想定されるなど、本県経済、ひいては地域の維持・活性化に影響を及ぼす大きな問題であり、その対策は喫緊の

課題であります。県当局には、休廃業・解散に伴って喪失される雇用を初めとする影響を把握するとともに、必要な事業承継の対策を充実するよう要望します。

次に、高齢者等対策についてであります。

まず、高齢者の権利擁護についてです。県では、県内どこでも成年後見制度が利用できるよう、市町村社会福祉協議会が法人として後見受任できる体制づくりに必要な人材の養成研修を、昨年度から実施しています。

今後、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の需要が一層高まり、ますます後見を担う弁護士、社会福祉士等の専門職が不足することが見込まれていることから、県当局には、市民後見人等の養成を一層進めるよう要望します。

また、地域における高齢者の見守り・支援体制については、全県下において構築していく必要があることから、県当局には、各市町村の見守り・支援体制の状況を把握するとともに、十分な体制整備が進むよう、支援等を行うよう要望します。

また、生きがいつくりの受け皿となっている老人クラブについては、クラブ数及び会員数ともに年々減少傾向にあることから、県当局には、自治会などから老人クラブへの加入につながるような連携のあり方を検討するとともに、役員確保への行政支援について研究を行うよう要望します。

最後に、子どもや高齢者等に係る新たな地域共生社会についてであります。

調査先においては、地域住民が誰でもいつでも集える居場所をつくり、そこを拠点として、子供や高齢者、障がい者を含む全ての人がお互い支え合い、助け合いながら生活していける社会

を目指したさまざまな活動が行われていました。こうした取り組みが、国が目指す「我が事・丸ごと」の地域づくりにつながるものと考えます。

近年、核家族化、ひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により家族または地域内の支援力が低下しているという状況の中で、地域全体で支える力を再構築することが求められており、地域から孤立しない取り組みを進めていくことが重要であります。そのためには、かなめとなる人材とその人を支える人材の育成・確保を図ることが、地域共生社会の実現に向けた取り組みを大きく後押しするものと考えます。県当局には、地域共生社会のトップランナーを目指して、人材の育成・確保を初めとする取り組みを積極的に進めるよう要望します。

以上を委員会報告書の概要として御報告いたしますが、これらの提言をまとめるに当たり、1年間にわたって調査活動を進めてまいりました。

2025年問題を含め、人口の高齢化は決して恐れるものではありません。団塊の世代を含め、元気で意欲のある高齢者が活躍でき、地域で皆が支え合える社会づくりを通じて、地域社会の活力を維持・発展させることは十分可能であると考えます。

当委員会の提言を踏まえ、市町村、関係機関・団体等と連携し、県民一人一人がいつまでも住みなれた地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて取り組んでいただくことを要望いたします。（拍手）〔降壇〕

○蓬原正三議長 以上で特別委員長の調査結果報告は終わりました。

特別委員長の報告に対する質疑の通告はあり

ません。

◎ 議員発議案送付の通知

○蓬原正三議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

[事務局長朗読]

平成30年 3 月 20 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 議会運営委員長 松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

議員発議案第3号

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

議員発議案第4号

2025年国際博覧会の誘致に関する決議

平成30年 3 月 20 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 総務政策常任委員長 二見 康之

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

J R九州の鉄道路線の維持及び利便性の確保を求める意見書

平成30年 3 月 20 日

宮崎県議会議長 蓬原 正三 殿

提出者 宮崎県議会議員 丸山裕次郎

井本 英雄

田口 雄二

新見 昌安

松村 悟郎

後藤 哲朗

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第6号

北朝鮮による日本人拉致問題の早急な全面解決を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第6号まで追加日程

○蓬原正三議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第6号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第6号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○蓬原正三議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○蓬原正三議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕 ただいま議題となっております、議員発議案第4号「2025年国際博覧会の誘致に関する決議」について、日本共産党を代表して、反対の立場から討論いたします。

本決議は、大阪府・大阪市が誘致、開催を目指している2025年国際博覧会を支持するとともに、誘致実現に向けた取り組みを支援、協力していこうというものであります。

日本共産党は、国際博覧会が持つ産業や技術の進歩、展望を示し、広く教育的に広げようという理念そのものに反対するものではありません。しかし、大阪府・大阪市が国際博覧会を誘致しようとしている会場との関係で、問題を指摘しなければなりません。本決議は、誘致しようとする博覧会の会場については明記しておりませんが、大阪府・大阪市が一体となって目指している誘致先が、埋立地である夢洲（ゆめしま）であります。

第1に、大阪府が国際博覧会の誘致を表明している夢洲では、カジノを含む統合型リゾート I R の事業が計画されていますが、この計画を促進する切り札として、国際博覧会の誘致に力を入れていることを指摘しなければなりません。

夢洲での I R 整備に向け、埋立工事が前倒しされ、また、地下鉄・J R の延長、道路の拡幅

など、関連事業費だけでも1,000億円を超えるとされ、I R 構想だけで巨大開発を進めれば大阪府民の批判をまともに受けることになるため、国際博覧会の誘致を表明することで批判をかわそうとする狙いがあると言われます。

第2に、国際博覧会の会場が、カジノに隣接して建設されるという問題であります。読売新聞が昨年11月に行った世論調査では、「大阪府と大阪市が、国際博覧会会場の予定地の近くにカジノを含む統合型リゾートを誘致することを検討しています。こうした施設を誘致することに賛成ですか、反対ですか」の問いに、52%が反対を表明しております。

カジノなどのギャンブルは、刑法第185条及び186条で禁じている賭博であります。カジノの問題は、本議場で議論されてきたところであり、カジノは、成長戦略どころか何の価値も生み出さず、社会的荒廃を招くことは明白で、国際博覧会の理念とは相入れないものであります。

第3に、夢洲は、産業廃棄物を受け入れながら埋め立てを進めてきていることから、土壌汚染が懸念されており、国際博覧会のテーマとされている「健康・長寿への挑戦」とは大きく矛盾するものと言わざるを得ないということであります。

ましてや、近い将来、南海トラフ大地震が起きる可能性が大きいと指摘されているもとで、大地震、大津波により大きな被害を受けるおそれがある夢洲に、半年間にわたって大勢の人々を集中させようとする計画は、余りにも無謀と言わなければならないと思います。

国際博覧会の夢洲への誘致について問題点を述べましたが、本決議に同意することは、以上のような問題点を無条件に是とすることを意味

しますので、本決議に同意できないものであります。

以上で討論を終わります。(拍手)〔降壇〕

○蓬原正三議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

ます。

これをもちまして、平成30年2月定例県議会を閉会いたします。

午前11時54分閉会

◎ 議員発議案第4号採決

○蓬原正三議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第4号についてお諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○蓬原正三議長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第1号から第3号まで、
第5号及び第6号採決

○蓬原正三議長 次に、議員発議案第1号から第3号まで、第5号及び第6号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○蓬原正三議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午前11時53分開議

◎ 閉 会

○蓬原正三議長 休憩前に引き続き会議を開き